

東村山市緊急対策特別資金融資利子補給補助金等基金条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市緊急対策特別資金融資利子補給補助金等基金条例

東村山市緊急対策特別資金融資利子補給補助金等基金条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 東村山市小口事業資金融資における緊急対策特別資金の融資に係る利子補給補助金等の交付に要する資金に充てるための基金を創設するため、本案を提出するものである。

東村山市緊急対策特別資金融資利子補給補助金等基金条例

(設置)

第1条 国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、緊急対策特別資金の融資に係る利子補給補助金等の交付に要する資金に充てるため、東村山市緊急対策特別資金融資利子補給補助金等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の緊急対策特別資金の融資に係る利子補給補助金等の交付に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。